

1 全体事項

- (1) 本事業計画地周辺は東日本大震災（以下、「震災」とする。）により大きな改変を受けた地域であり、現地の状況が日々変化していること及び現在も生物が豊富である可能性があることから、十分な調査を行った上で、予測及び評価を行うこと。
- (2) 事業計画地周辺においては、複数の震災復興事業等が計画されているため、予測・評価の際には周辺事業による影響を含めて実施するとともに、周辺事業と本事業による環境への複合影響を可能な限り低減した事業計画とすること。
- (3) 本事業については、今後少なくとも以下の点について更に計画の検討が行われることから、それらの検討結果を反映した事業計画に基づき、予測・評価を行うこと。
 - ① 今回のような最大クラスの津波に対する堤防機能を維持するために必要となる、地震時及び津波越水時の盛土構造の安定性並びに長期的な地盤沈下や海面上昇などの環境変化への対応について
 - ② 内水氾濫洪水時における排水計画について
 - ③ 避難時の円滑な交通計画について
- (4) 本事業は延長約 10km と長距離にわたる盛土構造を持つため、周辺の景観と調和が図られるよう配慮を行うとともに、生物の移動を可能な限り妨げない構造とすること。
- (5) 本事業については、円滑な交通計画の検討等により、二酸化炭素排出量の削減に配慮した計画とすること。
- (6) 本事業で使用する盛土材料の調達に関しては、その土量及び土質について明確に記載をすること。

2 個別事項

(大気質)

- (1) 調査地域の大气環境を把握するために七郷測定局における測定データを使用するとしているが、今後、より適当な位置に測定局が設置された際には、その測定データも環境影響評価及び事後調査の中で活用すること。
- (2) 新浜東部を大気質濃度のバックグラウンド値の測定地点としているが、本地点での測定データは蒲生搬入場仮設焼却炉からのばい煙の影響を受けている可能性があることから、予測・評価の際にはその可能性に留意して行うこと。

(植物、動物及び生態系)

- (3) 事業計画地周辺には津波により発生した止水域が点在することから、止水域における水生生物調査及び生息環境を把握するための水質調査を行うこと。
- (4) 事業計画地周辺においてオオタカなどの希少な猛禽類の繁殖が確認された場合は、営巣木を包括する調査範囲を設定し調査、予測及び評価を行うとともに、評価にあたっては十分な保全措置を検討すること。

(5) 事業計画地周辺には水鳥等の生息地として重要な蒲生干潟等が存在することから、水鳥の利用状況について、現地調査及び文献調査を行った上で予測・評価を実施すること。

(6) 事業計画地周辺には通常の見視調査等では確認の難しい鳥類が存在する可能性があることから、必要に応じて夜間調査や捕獲調査などの実施も検討し、これらの鳥類の確認を確実にすること。

(景観)

(7) 本事業は景観に著しい影響を与える可能性があることから、眺望の変化について詳細に予測を行うとともに、環境保全措置について具体的に示すこと。

(自然との触れ合いの場)

(8) 聞き取り調査においては、周辺住民のみならず、利用者に対しても実施するよう求めるべきである。また調査頻度について、年1回よりも多く実施すること。

(温室効果ガス等)

(9) 本事業は盛土材料を大量に運搬・使用するため、車両走行等に伴う温室効果ガスの排出の影響について、配慮項目ではなく選定項目とすること。